

兄弟姉妹の皆様

私たちのローマのパパ様・故フランシスコ教皇様は今回のシノドスにおいて、「第2バチカン公会議を見直し、立ち戻り、生かしてほしい」とメッセージをくださいました。

2022年待降節から、ミサの式次第が新しくなりました。これも、その新しい流れの一つです。

今回はサンパウロ発行 第2バチカン公会議 公文書全集 南山大学監修「第4章 聖務日課（教会の祈り）」を解説します。

私たちも、ミサや祈りに主体的に関われるように、一緒に学びましょう。

尚、わかりやすい表現を用いるため、多くの資料を参考にさせていただいておりますことをはじめにお伝えしておきます。

主任司祭 ヨハネス・ヴィアンネ・ラマ O.C.D.

## 第4章 聖務日課（教会の祈り）

### 典礼憲章

④② ～第二バチカン公会議公文書より～

聖務日課の義務：（つづき）

聖務日課をほかの典礼行為で代替えることが適当である場合について、典礼注記がこれを規定します。

個々の場合は正当な理由に基づき、裁地権者はその従属者に対して聖務を唱える義務を「全体」あるいは「部分」的に免除するか、または、これを他のものに代替えることができます。

修道会と聖務日課：「完徳を志す身分」に属するいかなる会の会員も、会憲（修道会のあり方を基本的に定める法）によって聖務日課のある部分を果たすとき、それは教会の公的な祈りを行うこととなります。

同様に、会憲によって、ある種の聖務日課を短縮した小聖務日課を唱えるとき、それが聖務日課の様式にならって作られ、正式に許可されたものである限り、教会の公的な祈りを行うこととなります。

聖務日課の共唱：聖務日課は、教会すなわち神様を公的にたたえる全神秘体の声であるため、歌隊共唱の義務を負わない聖職者も、特に司祭が共同生活をしている場合、あるいは一緒に集まった場合、少なくとも聖務日課のある部分は共同で唱えることが望まれます。聖務日課を果たす全ての人は、歌隊共唱にしても共同でとなえるにしても、自分に課せられた役割を、内的な信心においても外的なふるまいにおいても、出来る限り完全に果たさなくてはなりません。

さらに、歌隊共唱においても、共同で唱えるにしても事情に応じて聖務日課は歌うことが望まれます。

（つづく）